

## 地域子育て支援拠点事業（宇治中学校区）及び ファミリー・サポート・センター事業の委託事業者の募集について

### 1 地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業の概要

地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供・助言その他の援助を行うものであり、現在、市内10か所で実施しています。

また、ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童のいる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するものであり、本市では平成13年より実施しています。

この度、令和2年度において、宇治中学校区域において実施する地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業を委託する事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

### 2 事業者の募集について

- (1) 応募資格 令和2年5月1日現在において、次のいずれかに該当する団体。
- ①本市において保育所・認定こども園を運営する社会福祉法人
  - ②本市において幼稚園を運営する学校法人
  - ③主たる事務所を本市におき、乳幼児を対象とした子育て支援事業の実績を有する特定非営利活動法人
- (2) 事業実施場所 宇治里尻5-9（JR宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ3階）
- (3) 事業実施日 週5日以上（土・日曜日のいずれかの開設を条件とする）
- (4) 事業実施時間
- ・地域子育て支援拠点事業  
9：00～16：00を目安とする1日7時間以上
  - ・ファミリー・サポート・センター事業  
9：00～17：00を目安とする1日8時間以上
- (5) 選考方法 宇治市地域子育て支援拠点事業等委託事業者選考委員会により選考を行い、市が事業者を決定する。

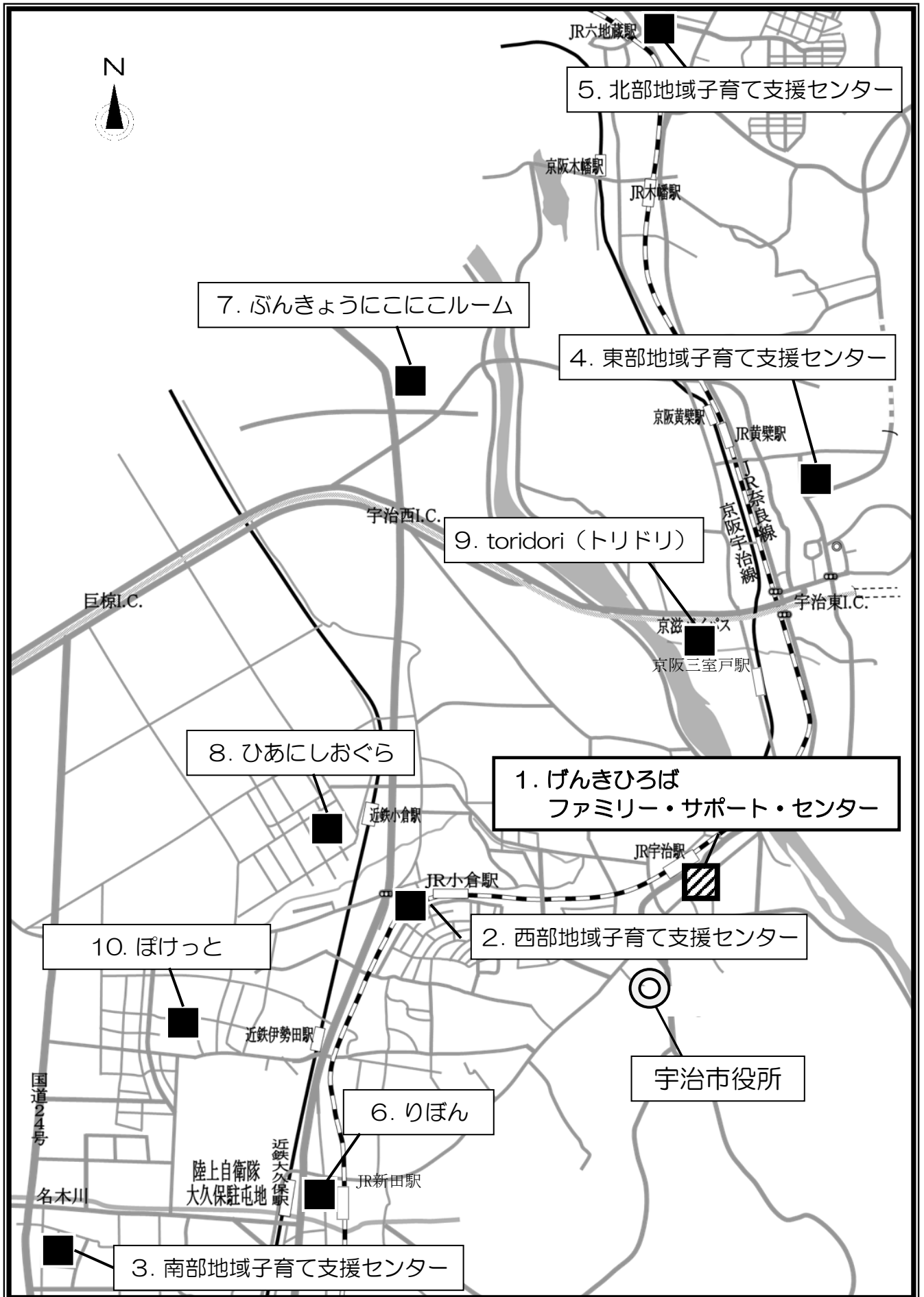
### 3 事業スケジュール

- (1) 募集要項配布 令和2年5月14日(木)
- (2) 説明会 5月20日(水)
- (3) 提出期間 5月20日(水)から6月30日(火)
- (4) 委託事業者決定 7月下旬(予定)
- (5) 事業開始 委託事業者決定後、開設準備が整い次第、速やかに開始

(参考) 現在事業を実施している地域子育て支援拠点

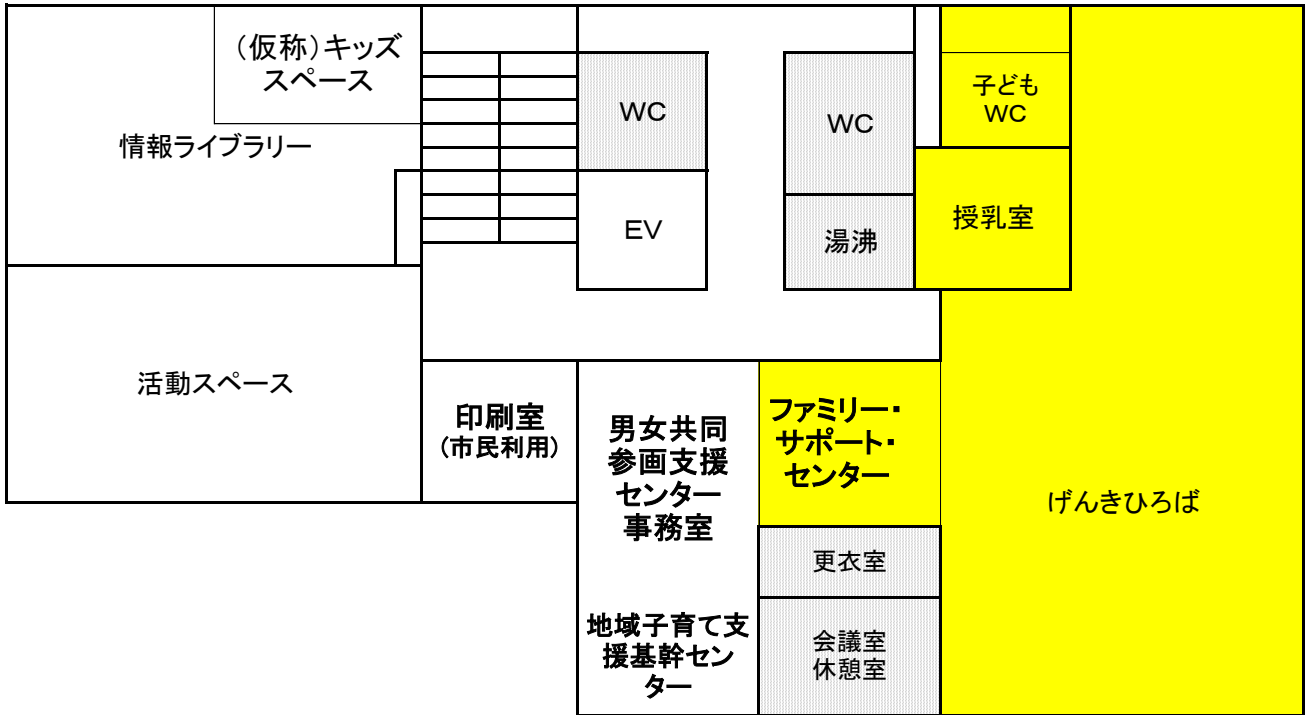
	施設名称	実施場所	事業者等
0	地域子育て支援基幹センター	JR宇治駅前市民交流プラザ	宇治市福祉こども部 こども福祉課(直営)
1	<u>げんきひろば</u> (宇治中学校区)	ゆめりあ うじ3階	<b>今回募集</b>
2	西部地域子育て支援センター (北宇治中学校区)	小倉双葉園保育所内	宇治市福祉こども部 こども福祉課(直営)
3	南部地域子育て支援センター (南宇治中学校区)	同胞こども園内	社会福祉法人同胞会
4	東部地域子育て支援センター (黄檗中学校区)	なかよし保育園分園内	社会福祉法人春秋福祉会
5	北部地域子育て支援センター (木幡中学校区)	第2登りこども園内	社会福祉法人あけぼの会
6	りぼん (広野中学校区)	平和堂100BAN店2階	特定非営利活動法人 子育てを楽しむ会
7	ぶんきょうにこにこルーム (槇島中学校区)	京都文教大学・京都文教 短期大学「月照館」1階	特定非営利活動法人 まきしま絆の会
8	ひあにしおぐら (西小倉中学校区)	小倉町南浦	特定非営利活動法人 働きたいおんなたちのネットワーク
9	toridori(トリドリ) (東宇治中学校区)	アル・プラザ宇治東2階	特定非営利活動法人 働きたいおんなたちのネットワーク
10	ぽけっと (西宇治中学校区)	伊勢田こども園	特定非営利活動法人 子育てを楽しむ会

地域子育て支援拠点事業 位置図



# ゆめりあうじ 3階レイアウト図

- : げんきひろば及びファミリー・サポート・センターのスペース
- ▨ : 共用スペース



地域子育て支援拠点事業（宇治中学校区）及び  
ファミリー・サポート・センター事業運営委託事業者募集要項

## 1 目的

本市では、令和2年3月に策定した「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって子育ての不安等を緩和し、及び児童の健やかな育ちを促進することを目的に、地域子育て支援事業を実施している。

また、地域において育児の援助を行いたいものと育児の援助を受けたいものが相互援助活動の調整等を行うことにより、地域での子育て支援に資することを目的としてファミリー・サポート・センター事業を実施している。

この度、宇治中学校区域にて実施する地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業を委託する事業者（以下、「事業者」という。）を募集する。

## 2 事業概要

(1) 事業実施場所 宇治里尻5-9（JR宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ3階）

(2) 事業実施日時

(ア) 地域子育て支援拠点事業

月曜日から日曜日の間における週5日以上、9:00～16:00を目安とする  
1日7時間以上

(イ) ファミリー・サポート・センター事業

月曜日から日曜日の間における週5日以上、9:00～17:00を目安とする  
1日8時間以上

なお、開設曜日及び時間帯については、子育て親子の利用しやすい時間帯に十分配慮し設定すること。（準備・片付け等は含まない）

## 3 事業内容

以下に掲げる事業を全て実施するものとする。なお、事業者は市が指定する業務のほか、ひろばを利用して、本施設の設置目的に適合する範囲において、自らの企画によるイベント、講座、研修等の自主事業を提案し、あらかじめ市の承諾を得たうえで実施することができる。

(1) 地域子育て支援拠点事業

(ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施すること。

(イ) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助を実施すること。

(ウ) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること。

(エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、子育て及び子育て支援に関する講習等を月1回以上実施すること。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

(ア) 会員の募集、登録の実施

子育ての援助を受けたい人（援助会員）と子育ての支援をしたい人（依頼会員）を募集し、会員登録を行うとともに、会員数を増やす取り組みを実施すること。

(イ) 会員との調整及び支援等の実施

依頼会員と援助会員とが円滑に相互援助活動を行えるよう調整するとともに、会員向けの研修及び指導を行い会員の資質向上を図ること。

(ウ) ファミリー・サポート・センター事業の周知及び啓発

本事業を多くの方に幅広く周知するための広報等を行い、地域での子育て支援を充実すると取り組みを行うこと。

(エ) 事業の目的を達成するために必要な業務の実施

関係機関との連絡調整や現在市で行っている幼児教育無償化事業及び無料利用券事業に関する事務等を行うこと。

#### 4 応募資格

令和2年5月1日現在において、次のいずれかに該当する団体であること。

(1) 本市において保育所・認定こども園を運営する社会福祉法人

(2) 本市において幼稚園を運営する学校法人

(3) 主たる事務所を本市におき、乳幼児を対象とした子育て支援事業の実績を有する特定非営利活動法人

#### 5 留意事項

(1) 業務の引継ぎ等

準備業務について、人件費等の経費は事業者の負担とする。

(2) 事業実施場所は、市の事業等のため、年間15日程度、市が占有使用する予定である。

市が使用する日は2か月前までに事業者へ通知する。市が占有使用する日は閉所とし、

代替運営日を設定すること。

- (3) 事業実施場所は様々な機能を持つ施設が入居する複合施設であることから、施設運営にあたっては他施設との連携を十分に図ること。
- (4) 適切な市民対応、安全管理、衛生管理、省エネルギー、省資源及びごみ減量に努めること。
- (5) 現在、市が使用しているメールアドレスの使用については、事業者決定後に市と協議して決定する。
- (6) 地域子育て支援基幹センターひろばの愛称「げんきひろば」及び「宇治市ファミリー・サポート・センター」の名称を引き続き使用すること。

## 6 事業開始

事業者決定後、開設準備が整い次第、速やかに開始

## 7 契約期間

事業開始日から、令和3年3月31日まで

## 8 運営経費等

運営経費等について、以下のとおり支払う。

月額 1,077,750円

## 9 事務用備品等

### (1) 事務用備品（電話、机、椅子等）及び遊具類等の物品

事業者は現在市が使用していた事務用備品（電話、机、椅子等）及び遊具類等の物品について継続して使用することができる。なお、事業者は当該事務用備品及び遊具類等の物品について、修理や更新等の必要が生じた場合は事業者の責任において行うこと。

### (2) 移動手段の確保

事業者はファミリー・サポート・センター事業における会員間の顔合わせの立ち会い等に必要な移動手段を確保すること。なお、自動車を確保する場合は、敷地内駐車場を1台分使用することができ、賃料等については別途、市と協議することとする。

## 10 事業計画等

事業者は、次の事項について事前に市と協議し、その承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務の事業計画及び収支に関すること。
- (2) 委託業務にかかる重要な事項に関すること。

### 1 1 事業報告等

事業者は、翌月10日までに市が指定する様式により前月分の事業実施状況の報告を行うとともに、毎年度における事業の完了後、市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 事業決算書及びその附属書類
- (2) 事業の実施状況及びその附属書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関し市が必要と認める書類

### 1 3 応募申込

- (1) 説明会 令和2年5月20日(水) 14:00～16:00(予定)  
宇治市役所501会議室および事業実施場所(現地確認)
- (2) 提出書類 別に定める「提出書類一覧」を参照のこと
- (3) 提出方法 宇治市役所こども福祉課まで郵送又は直接持参すること  
宇治琵琶33番地  
電話：0774-20-8733(こども福祉課直通)
- (4) 提出期間 令和2年5月20日(水)から令和2年6月30日(火)  
9:00～12:00、13:00～17:00  
※郵送の場合は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他  
到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、上記提出期間必着とする。
- (5) 提出部数 正本1部、副本7部

### 1 4 募集に関する質疑について

本件募集に係る質問等がある場合は、6月3日(水)までに電子メール若しくはFAXにてこども福祉課まで提出すること。

FAX：0774-21-0408

メールアドレス：kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

なお、回答については、6月10日(水)(予定)に本市ホームページで公開する。

### 1 5 選考方法等

提出書類に基づき、宇治市地域子育て支援拠点事業委託事業者選考委員会により選考を行い、市が事業者を決定する(令和2年7月下旬予定)。

- (1) 提出後、必要に応じて、追加書類の提出又は説明を求めることがある。
- (2) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。



## 16 その他

- (1) 事業者は、必要に応じて会議や打ち合わせの機会を設けるなど、市との連絡調整を十分に行える体制をとること。
- (2) 地域子育て支援事業の実施にあたっては、最新の厚生労働省雇用均等・家庭児童局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」を遵守すること。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業の実施にあたっては、最新の厚生労働省子ども家庭局長通知「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」等を遵守するとともに、「宇治市ファミリー・サポート・センター会則」に基づいた運営をすること。

## 提出書類一覧

以下の書類を提出すること。

- (1) (様式第1号) 令和2年度宇治市地域子育て支援拠点事業委託事業者応募申込書
- (2) (様式第2号) 事業者の概要、法人定款、パンフレットなど法人の沿革と理念に関する資料
- (3) (様式第3号) 事業計画書
- (4) (様式第4号) 地域子育て支援拠点事業にかかる令和2年度収支見込み、法人収支予算書(令和2年度)、法人収支決算書・貸借対照表・財産目録(平成29年度～令和元年度)、法人事業計画書(令和2年度)
- (5) その他、市長が必要と認めた書類